EU における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日商 JEITA 日機輸	(1)	高輸入関税	**･日本製完成車は EU 域内への輸入の際に 10%課税されるため、価格競争力が相対的に低い。2011 年に発効された韓-EU･FTA による韓国製品に対しての価格競争力が低下する懸念がある。** **①1.5L 以下は 2011 年 7 月から 5 年かけて撤廃。** **②1.5L 超は 2011 年 7 月から 3 年かけて撤廃。** ･テレビ、ビデオカメラ等の関税は 14%と高関税である。 例: －PDP screens (TARIC nomenclatura : 8528726000) －LCD screens (TARIC nomenclatura : 8528724000) －ビデオカメラ(TARIC nomenclatura : 8525809900)	**･日本製完成車の関税撤廃のため、日-EU EPA 交渉を早期に進めて頂きたい。**	･Commission Regulation (EC) No 1031/2008 ･Commission Regulation(EEC) No 2658/87
					(対応) ･2013 年 4 月より日 EU EPA 交渉を開始。		
		JEITA 日機輸 日機輸	(2)	ITA 該当品目への課税	･トナーカートリッジの関税分類については、まだ問題が継続している。 ･新たな融合技術を用いた等の理由により、いくつかの ITA 対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。 例:動画機能付デジタルカメラ、プリンタカートリッジなど。	･情報技術製品に対する市場アクセス機会という条約本来の精神に立ち返り、ITA 対象製品の維持及び拡大を要望する。	･ITA (Information Technology Agreement) of WTO
					(改善) ･2011 年 7 月 1 日より、多機能プリンタ、フラット･パネル･ディスプレィ、セット･トップ･ボックスが無税となった（デジタル式コピー機能を主な機能とする製品は 2.2%の関税が賦課される）。		
		時計協日商 時計協	(3)	従価税と定額税の併用	･EU の輸入関税は従価税を基本としているが、ウオッチ完成品（HS9101&HS9102）には従価税（4.5%）と定額税（最低税率と最高税率）を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は 3.7%～4.7%の従価税だけが課されている。 ･スイス時計に対する関税はゼロなのに、日本製に対する関税はウオッチ完成品は従価税（4.5%）と定額税（最低税率と最高税率）を併用しており不公平である。	･時計関税を従価税に統一する。 ･関税の撤廃。	･Commission Regulation(EC) No 1031/2008
		日機輸	(4)	関税分類の恣意的な運用	･本体の部品（無税）／ケミカル製品（複合機、プリンター等のトナー/インクカートリッジなど）（有税）の判断が欧米で異なるようで、片や無税、片や有税となる事象が発生する場合がある。	･本体の部品としての判断に共通化してくための働き掛けをしていただきたい。 ･ITA 拡大品目への盛込みへの働き掛けをしていただきたい。	
		日商	(5)	関税分類･関税率の突然の変更	･従来は Binding Tariff Information(BTI)によって輸入関税が 0%と確認されていた製品（LED を用いた大型映像表示機）において、突如ドイツ税務当局より輸入関税 14%が適用される旨の指摘を受けた（EU 輸入関税変更のため）。かかる指摘はドイツ当局のみからなされ、他の EU 加盟国からの指摘はなかった。当社は当該製品を「部品」として新たに BTI を申請。「完成品」であれば 14%の課税となるところを 5%の課税に留めた。しかし、今後も急な税制改正で同様の事態が発生せんとも限らず、安定的な事業活動に支障をきたすおそれあり。	･輸入関税の適用範囲の拡大･変更に際しては、関係企業にも対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ･EU 域内での税法運用の統一化を徹底願いたい。	･EU 関税法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(6)	通関手続の不統一	･EU 関税規則の統一にもかかわらず、各国の税関で通関手続の調和がなされていない。（例：国により EU の関税規則上不要の書類（原産地証明書）の提出を輸入申告時に求められることがあり、書類取得のため通関申告の遅れ、コスト増を被る。） ･EU 加盟国間における税関申告用の番号の取り扱いが不統一である。 EORI(Economic Operator Registration and Identification)番号は、EU 加盟国の税関当局によって各事業者（会社、支店）または個人に割り当てられた EU 統一の番号であり、税関申告の際に使用するものである。その扱いが加盟国（スペイン、ハンガリーなど）によって異なっているため、AEO を取得しても簡素化された手順が使用できないなどの問題が生じている。	･税関手続き･オペレーションの EU 加盟国間でのハーモナイゼーション：共通の要望データ、EU として共通のインターフェイスによる電子データ交換、加盟国における EU 関税法の共通の適用。 ･EORI 番号の税関手続きにおける運用の統一。	
		JEITA 日機輸	(7)	長期に渡る BTI 承認期間	･Binding Tariff Informatuin(BTI)の申請から承認までの時間がかかりすぎている。通常 3 ヶ月だが延長可能で、最長 9 ヶ月かかったことがある（品目：監視カメラ）。		
					(参考) ･EU では、ある産品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者は加盟国当局に対し拘束的関税分類情報（BTI）を求めることができる。BTI は原則として 6 年間有効で、一定の例外を除き、EU のいずれの加盟国においても BTI にしたがった分類を受けることができる。		
		時計協 日商	(8)	輸出許可要件の不統一	･ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	･輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ･ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出･輸入許可を不要にして欲しい。	･ワシントン条約
		日商	(9)	EU-韓国 FTA の締結による競争力の低下	**･韓国が EU と FTA を締結し、日本から EU へタイヤ等を輸出する際に関税があり、日本製品の競争力が低下している。他のアセアン諸国においても、特恵関税が適用される国があることも大きい。**	**･日本からの輸出についても関税が撤廃されるよう交渉いただきたい。**	･EU-Korea Free Trade Agreement
					(対応) ･2013 年 4 月より日 EU･EPA 交渉を開始した。		
		JEITA 日機輸	(10)	原産地規則	･EU は過去、汎欧州特恵原産地規則を定め、FTA 及び GSP 双方に統一的に適用してきたが、2012 年 GSP の原産地規則の改定を実施、韓 EU FTA においても一部品目で、関税番号変更基準と付加価値基準の選択制を採用するなど徐々に緩和している。しかしながら、基本は付加価値基準で閾値が厳しいものとなっている。	･同一製品に対して、統一的な原産地規則の適用ができるよう、日 EU･EIA における特恵原産地基準は、日本が現状締結している多くの EPA の共通規則（CTH、又は非原産材料 60%未満 = 付加価値 40%以上）が望まれる。ただし、部品･部分品が本体と同じ HS 上 4 ケタに分類される品目の場合には CTSH、又は非原産材料 60%未満(= 付加価値 40%以上)が望まれる。また半導体は、CTSH または拡散工程基準または非原産材料 60%未満(= 付加価値 40%以上)をお願いしたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・これまで日本が締結したアジア地域向けの EPA では、多くの製品で生産者が付加価値 40%、または関税番号変更基準(6 桁または 4 桁) のどちらかを選択できる原産地規則となっており、その利用に慣れた企業にとっては、EU がこれまで締結してきた厳しい付加価値基準を採用した原産地規則等は受け入れがたいものとなっている。	・付加価値基準の計算時における分母は、他の日本の協定と統一的に原産地規則の適用ができるよう、EX-FACTORY 価格でなく、FOB 価格が望まれる。	
		JEITA 日機輸	(11)	同一法人に対する異なる EU 加盟国税関による税関監査	・汎欧地域で販売を担当するドイツの会社が、関税評価にかかるドイツ税関の監査を受け、法に準拠した正しいサービス費用の控除を行っている旨の文書を入手した。しかし、イタリア税関はこの文書の内容に同意せず、同じ税関監査を受けるよう要求してきた。これらの監査を受けるのは、費用も時間もかかる。	・ある EU 加盟国が認めた税関監査の結果については、他の EU 加盟国も認めるべきである。	
		日商	(12)	特恵関税の撤廃	・現在、欧州域内で販売している自動車は、タイからの完成車であり、現時点では EU/タイ間の特恵関税が適用されており、General Tariff (基本税率) 10%に対して 6.5%で輸入可能。しかし、この特恵関税は 2015 年初頭には撤廃される予定であり、10%となる予定。一方、競合各社は南ア生産により FTA 適用、もしくは EU 内組立であり、関税 0%となる。	・現在、EU・タイ間で FTA 交渉が進行しているが、FTA 関税の適用までに現行の特恵関税を再延長してもらうことはできないか。 ・各社関税の件を検討の上、EU・南アに戦略的に生産拠点を設置していること、また EU・タイ現行特恵関税に撤廃のルールが明記されていることは重々承知しているものの、新たな拠点展開が難しいブランドでも、関税による障壁がない市場を創造できないか。	・Generalised Scheme of Preferences (特恵関税制度)
		日商	(13)	冷凍海産物に関する輸入規制	・EU 加盟国では共有の規制のはずが、国によって規制の解釈が異なり、国ごとに異なる対応をする必要がある。	・EU 加盟国が共通の規制を遵守し、その国ごとの税関、輸出入に関する政府機関が、規制に関して共通の認識を持つ必要がある。	
		日商	(14)	EU 用 E ナンバー登録の不可	・麹などの日本で使われている調味料の E が取得できておらず、商品ラベルに番号で明記することが不可。和名 (koji) 明記で対処。 ※E (number) : 欧州連合内で使用するために食品添加物に付与される番号	・早急な対応 E ナンバーの設定。	
		日商	(15)	農水産物の安全に関する証明書の提出	・EU への輸出のため、セシウムの濃度が規定内であることと、福島、群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、岩手県産でないことの証明書をコンテナ毎に農政局に作成依頼している。	・対米輸出では、このような制限もなくなっているが、対 EU ではまだ厳しく規制されている。韓国で新たに布かれた水産物の規制により、改めて Radiation 問題が注目された側面もある。風評被害の払拭をしてほしい。	
14	税制	自動部品	(1)	域内税制の不調和	・金融の面では欧州統合が着実に進行しているのに対して、税制面 (法人税・付加価値税) では未だ各国税制に拠っており、欧州各国において課税標準や手続きルールが異なるため、域内に複数拠点を持つ企業にとっては、結局各社毎の税務対応業務が必要となる (欧州地域での標準化が不可能) 。	・現在検討されている課税所得の標準化 (CCCTB) の推進、法人税率の標準化、最終的には欧州域内の連結納税制度の導入まで視野に入れて検討してほしい。 ・欧州地域内の移転価格を意識しなくて済むような税制調和を希望する。	・各国法人税法 ・各国付加価値税法 ・移転価格税制

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(参考) ･2011 年 3 月 16 日に、EU の共通連結法人税課税基礎（CCCTB）理事会指令案が提案された。 **(改善)** ･欧州委員会は 2003 年 1 月に企業の EU ワイドの活動に対する連結法人課税基準の導入に関するコンサルテーションペーパーを出している。 ･CCCTB（共通連結法人税課税基礎）について作業部会は 2008 年 4 月に作業完了。現在欧州委員会が指令案作成中であるが、遅延気味。		
		日商	(2)	移転価格税制の解釈･運用の不統一	･欧州域内でグループ企業として事業推進する際に、各国の移転価格税制の適用強化が、特に文書化義務を中心として対応コスト増になっている。また、グループ内での機能再編や集約の施策遂行に際しても、各国移転価格税制がリスク要素として影響することが多い。	･欧州域内での組織設計の自由度を担保する移転価格税制の統合的な運用実現を望む。 ･二重課税の確実な排除を担保する国際協調の推進を求む。	･各国税法 ･移転価格税制
					(対応) ･日-EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。 **(改善)** ･EU は各国の税務当局の代表、主要な多国籍企業および税務専門家からなる「ジョイント移転価格フォーラム」を設立して、加盟国における移転価格の適用方法の統合のあり方を検討しており、特に多くの異なる加盟国で事業を行う多国籍企業のコンプライアンス上の負担を軽減する方法を検討している。ジョイント移転価格フォーラムでの検討結果をもとに、欧州委員会は移転価格税制に関する行動規範に関する提案を行い、この提案は 2006 年 6 月に承認された。この行動規範により、新たに標準化･集約化された「EU 移転価格ドキュメンテーション」の適用が可能になった。ただし、法人グループは、特定の国において税務当局が別途要求する場合には、その国に関して個別にドキュメンテーションを準備する必要がある。		
		日機輸 日商 日商	(3)	VAT 制度･手続･解釈の不統一	**･EU 内の付加価値税制（VAT）は、各国主権に属する問題でありながらも EU 指令により類似の税率、同様の課税方法で施行されてきている。しかし、なお欧州域内取引についてはリバースチャージ等 VAT 申告手続きが煩雑で納税企業にとって大きな負担となっている。** ･EU 域内の外国人旅行者に対する付加価値税免税について： －ルールの複雑さ、申告･還付手続きの複雑さ。 －域内各国のルール不統一。 －2013 年 9 月、欧州裁判所における決定で域内各国のルール統一方針が示された。これにより、外国人旅行者に対しても、ほぼ例外なく課税される方針となった。EU 域内のインバウンド旅行業者にとっては大幅なコスト増であり、EU 域外業者との競争上大きな不公平が発生し死活問題となっている。しかし、新方針も開始時期などが必ずしも明確ではない。	･EU 内での VAT 税率の完全統一の実現、納税者にとって簡素な申告手続きの配慮を EU 主導で進めて頂きたい。EU 各国もその流れに協調して頂きたい。 ･新制度実施方針（スケジュール、実務面）の明確化。 ･EU 域外業者との極端な競争上の不公平回避。	･各国税法 ･EU 指令
					(参考) ･2007 年 1 月より、それまで EU の VAT 法制の基幹を成していた第 6 次 VAT 指令に代わって、VAT 法制を法典化した新指令が発効した。なお、この新指令は、それまでの法制に変更することなく、度重なる修正でわかりにくくなっていた VAT 法制を改編したもので、VAT 法制への理解をたためる効果はあるが、上で指摘された問題点の解決には直接つながらない。 **(対応)** ･日-EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。 ･VAT 新システムに向け、電子化への対応、域内での調和を目指した様々な VAT 関連法規の改正が提案されているが、原産国･提供国での課税実施は長期的な最終目標との位置付けは変わらない。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(4)	EU 域内での自動車税等の不統一	･オランダ･フランス等でそれぞれの閾値を用いての CO2 値ベースの自動車税･ボーナス/マルスが存在、またオーストリアでは馬力によって異なる自動車保険料、デンマークでの独自の自動車税算出法など、国によって閾値と対象が異なる。また、閾値の設定がたびたび変更となるため、商品計画の策定が困難であり、開発費も拡大する。	･域内の自動車税基準の統一化を希望する。	
16	雇用	JEITA 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日商	(1)	滞在･労働許可	･EU 構成国間で滞在許可･労働許可について個々の役所（外人局･労働局）の条件が統一されていない（国によっては市毎に違う）ため、滞在地域によって就業条件や申請内容が異なる。例えば赴任時の手続きに、UK、フランス等は時間や手続きが多くかかり、赴任日程を決めにくいことがある。 ･労働許可及び VISA の取得手続きが煩雑かつ時間を要するケースが多い。また、ケース毎に異なる場合があり、運用面での不透明さがある。 ･駐在員の労働許可及び VISA の取得･更新手続きが煩雑かつ時間を要する。また、帯同家族の VISA の取得･更新も同様な状況。 ･EU 域内での人の移動に際し、VISA 取得等手続きが異常に遅いケースがあり、業務に支障をきたす。	･手続きの簡素化･明確化および短時間化。 ･手続きの簡素化及び時間の短縮化。 ･VISA 発行手続の迅速化を図って欲しい。	
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(2)	社会保障制度の不調和	･EU 域内で人が移動した場合、当該人についての社会保障の適用や課税標準が移動前の国と移動後の国とで異なる扱いがされ、手続が複雑になりコストがかかる。 ･社会保障協定の適用証明終了後の手続きの際、日本側での厚生年金の脱退･特例加入の手続きにおいて、各国の社会保険に加入･脱退の番号が必要となるが、日本側の手続き期間(1ヶ月以内)には当該のデータが間に合わず、支障をきたす場合がある。		
		日機輸	(3)	社会保障費の二重払い	･日本人駐在員は社会保障費の支払いが義務付けられているが、日本での支払いと合わせて二重払いとなっており、企業負担が重くなっている。	･日本との社会保障協定の早期締結。	･社会保険制度
		JEITA 日機輸	(4)	シェンゲン協定の滞在期間を巡る運用上の相違	･シェンゲン条約加盟国へ日本国籍者が無査証で滞在できるのは、過去半年以内、累積日数 90 日間だが、滞在日数の積算方法が各国で異なることがあり注意が必要である。中にはビザ発給までに 90 日以上かかる国がある。 ･EU 圏内でもシェンゲン協定加盟国と非加盟国がある。 ･最大公約数的な内容であり、各国によって細かい運用条件が違うため個別に確認が必要である。		
		日機輸 日商	(5)	労働者の過保護	･通常の有給休暇に加え、病欠も認められている。日系工場では病欠も労働者の権利と認識されており、ホームドクターの証明書により目一杯取得するのが通例となっていることから、労働生産性が下がると聞いている。 ･医師の診断書があれば、ほぼ無期限でシックリーブ（病欠）が認められ、欠勤にも拘らず一ヶ月分の給与は払わなければならない。	･病気を理由とする有給休暇制度の抜本的見直し。 ･関連法規の見直し。	･労働法
		日商	(6)	労働組合	･10 人以上の組員を集めれば自由に結成でき、組合役員は 5 年間は解雇の対象から完全に保護される、また、組合活動を行う理由で通常業務を放棄できる。	･関連法規の見直し。	･労働法 21 項 94 条
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	私的複製補償金制度の問題	･私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実に多数存在するとの話がある。かかる事実は、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。	･現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。	･Directive 2001/29/EC ･ECJ (C-467/08 - "Padawan")

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸			・現在、各加盟国における私的複製補償金制度は、各国毎で制度が制定されており、ある製品に対する私的複製補償金がいくらになるかを知ることには、それぞれの制度が複雑であること及び言語上の問題から、非常な困難を伴っているのが現状であり、ある製品の企画や販売をする際の大きな障害となっている。	・現状を前提とした場合における、EUサイト上における各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する、各加盟国の規定に忠実な形での英語による表示をしてほしい。 ・なお、かかる英語表示を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のサイトによる表示と、アクセス容易性の観点からEUサイト上における各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。	
		JEITA 日機輸			・ディレクティブ第5条2項(b)では、公正な補償(課徴金)には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。	・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用を勘案することを徹底してほしい。	
		JEITA 日機輸			・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合(汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど)も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、特に越境取引の場合はある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い(あるいはない)国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。また、煩雑な補償金制度を加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。	・**【制度的観点】** **ー私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。** **ー早期に廃止できない場合、欧州委員会の仲裁プロセスの一環として提出された Vitorino Recommendations を早期に実施し、現行補償金制度改革を行ってほしい。** ・**【実務的観点】** **ー現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形での英語で EC ウェブサイトに掲載してほしい。** **ーなお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点から EC ウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。**	
		日機輸			・ディレクティブ上、私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること、公正な補償については権利者への考えられる損害が貴重な基準であること、権利者への損害が極めて小さい場合には支払いは不要であること等は明らかな事項である(前文(35)参照)。このようなディレクティブ上明らかな事項についても、利害関係者間で意見の対立がある。	・ディレクティブ上、明らかな事項については、利害関係者間で対立が生じないよう、EUが主導力を発揮すべきである。 ・ディレクティブ上、明らかな事項に関する利害関係者への指導をしてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			**・2010 年 10 月に欧州裁判所の判断が出された（C-467/08）。** **①自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること。** **②私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること。** **③私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。しかし、各加盟国においては本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべての私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続にかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。**	**・左記問題点は Vitorino Recommendations でも指摘されている通りである。Vitorino Recommendations に基づき、EC がガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。**	
		JEITA 日機輸			・欧州裁判所の判決（C-462/09）によれば、オンラインショップ運営者は、各購入者の居住する国の私的複製補償金の支払いを強制されることになりかねない。そうだとすれば、オンラインショップ運営者は、事実上の不可能を強いられることとなる。	・私的複製補償金制度を採用する EU 各国による制度実施の徹底。	
		日機輸			・2010 年 10 月 21 日、欧州司法裁判所（ECJ）は、EU 加盟国に対し、著作権徴収システム（C-467/08 - 「Padawan」）を変更することを求める著作権課税上の重要な決定を下した。	・EU 域内で整合性を確保するために、解釈を発行するか、または著作権課税からプロユースの機器を除外する Padawan の実施に関するガイドラインを発行するよう、欧州委員会に求める。	
		JEITA 日機輸			・Directive 及び欧州裁判所判決（C-467/08 等）から、私的複製補償金の最終負担者は私的複製を行うユーザーである。しかし、補償金制度を有する多くの加盟国では、ユーザーが購入する私的複製機器にいくらの補償金が課金されているかが、ユーザーに対して通知されていない。そのため、ユーザーは自己が不当に高い補償金の支払いを強いられていることを認識していない。	・各加盟国は、複製機器/媒体にかかっている補償金額をユーザーに対して明示するように義務付けるべきである。	
					(参考) ・現在、英国、アイルランド、キプロス及びマルタを除く殆どの EU 加盟国で私的複製補償金制度（Levy 制度）を導入している。情報社会における著作権及び関連する権利の特定の側面の調和化に関する指令（Directive 2001/29/EC、以降著作権指令）の第 5.2(b)条では、技術的保護手段(TRMs)の採用を考慮に入れて公正な補償金を査定するよう義務付けている。しかし、近年のコピー防止技術の出現にもかかわらず加盟各国による著作権指令の国内法化の現状を見るところ levy 制度に第 5.2(b)条が十分に反映されていないように見える。 **(対応)** ・欧州委員会は著作権補償金改革を 2006 年の作業計画に中に入れ、関係者へのアンケートを行ったりしたが、改革は一向に進んでおらず、ついに 2007 年に入って改革計画を取りやめにした。 ・2010 年 11 月 21 日、EU 司法裁判所は欧州著作権指令の「公正な補償」に関し、PADAWAN 社に対するスペインの業務用製品に対する私的補償金支払い命令を巡る訴訟において、「公正な補償」は EU 内のすべての加盟国で統一的に解釈されなければならないこと、補償される金額は私的複製の例外により著作権者が被る損害を基準に計算されるべきであること、私的複製以外に使用される製品(官公庁や企業の業務用品)に対して補償金を課すことは指令に適合しないことなどを判示した。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(2)	特許権利化の遅延	･日米欧の三極特許庁の最終処分期間は、日本、米国の約 2 年+α と比較しても、欧州は約 4 年かかり格差がある。また、遅延と同時に高額な出願維持費用が毎年かかるため、出願人にとって大きな負担となっている。日欧間の特許審査ハイウェイの試行開始（2010 年 1 月）に伴い、審査速度、費用低減への効果を期待している。	･左記、特許審査ハイウェイにより、最終処分期間の改善、出願維持費用の負担軽減の効果を明示して頂くとともに、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。	･審査運用
					(対応) ･特許審査ハイウェイ（試行）プログラムは、日英（平成 22 年 3 月 10 日から本格実施）、日独（平成 20 年 3 月 25 日より試行プログラムを実施）、日－デンマーク（平成 20 年 7 月 1 日より試行プログラムを実施）、日－フィンランド（平成 21 年 4 月 20 日より試行プログラムを実施）、日露（平成 21 年 5 月 18 日より試行プログラムを実施）、日－オーストリア（平成 21 年 7 月 1 日より試行プログラムを実施）、日－ハンガリー（平成 21 年 8 月 3 日より試行プログラムを実施）、日－スペイン（平成 22 年 10 月 1 日より試行プログラムを実施）、日欧（平成 22 年 1 月 29 日より試行プログラムを実施）で推進されている。		
		日機輸	(3)	特許出願における長い審査期間	･他国に比べ特許出願の審査にかかる時間が長い。2011 年登録件において、出願から登録までに要する年数分布のピークが約 6 年といった例がある。一方、米国では同様の数値が 3～4 年である。	･PACE 等の早期権利化手続きによる特定件の迅速化だけでなく、審査官の増員等によりトータルの係属期間の短縮をお願いしたい。	･欧州特許条約
		JEITA 日機輸	(4)	欧州における模倣品対策の効率化の遅れ	･EU においては、税関差し止めの統一ルール（EU Council Regulation no.1383/2003）が定められており、税関登録手続き等が一国での手続きで加盟国全てに適用、差し止めに際する担保金の供出が不要、知的財産権侵害品の押収･破棄に関する荷受人の積極的な同意が不要、等のメリットがある。 しかし、EU の一部の国はこのルールを採用しておらず、知財権利者の押収･破棄への同意要請に対して荷受人が積極的に応答しない場合は明らかな侵害品であっても民事訴訟の提起が必要など、権利者にとっては手続きが煩雑であり、非効率である。	･EU 加盟国全てがこのルールを採用するような働きかけ。	･2004 年 7 月に発効した EU 理事会規則（1383/2003）
					(対応) ･2012 年 1 月、EU 及び 22 加盟国は ACTA（模倣品海賊版防止条約）に署名したが、欧州議会は ACTA の批准案を圧倒的な多数で否決した。これに対して、欧州委員会は ACTA の EU 法との整合性について、欧州司法裁判所の判断を待って対応を検討するとしている。		
		JEITA 日機輸	(5)	権利化の高コスト、訴訟制度の煩雑さ	･EU においては、特許認可後に各国言語による翻訳が必要なため、国数によっては翻訳コストなどによる総費用が米国等と比較し非常に多くかかり、欧州での研究開発が進みにくい一因となっている。また各国別の訴訟制度についても出願人にとって利用しにくい状況となっている。	**･2012 年 12 月に、統一特許制度および統一特許裁判所についての規則案が欧州議会によって承認されたが、品質、コストの両面でユーザーにとって使いやすい制度設計を進めて頂きたい。**	･European Patent Convention (EPC)
					(改善) ･単一の EU 特許制度に関する方針の部分合意： 2009 年 12 月の理事会で、単一の EU 特許実現のための主要要素･方針について合意がなされ、大きな前進となった。合意内容は、核となる議論の一つであった特許関連の訴訟を一括して扱う裁判所「欧州･EU 特許裁判所（EEUPC：European and EU Patents Court）」の設立も含まれる。 ･EU 特許の翻訳言語に関する理事会規則案： 2010 年 7 月発表。単一 EU 特許制度確立に向けた最後の要素、翻訳言語に関する取り決めを決定する提案。既存の欧州特許制度に基づき、欧州特許局の公式言語である英独仏の 3 カ国語のうちいずれかによる審査および付与を提案している。さらに、EU 特許制度をより利用しやすいものにするための付随的な手段の確立についても合意がなされるべきだとされており、EU の公式言語すべてをカバーする質の高い自動翻訳機を利用可能なものにすることなどが提案されている。 ･EU 単一特許制度に関しては、紛争に関する裁判所の場所に関して本部機能をパリに置き、特定分野事案を扱う専門の機関をロンドンとミュンヘンに置くことで合意が成立し、2014 年にも単一特許制度が創設されることとなった。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(6)	著作権補償料制度の加盟国間の不統一	･多くの EU 加盟国において、私的複製から生じる著作権者への補償として著作権補償料制度が導入されているが、料率が加盟国間で不統一であり、域内市場の達成の妨げとなっている。	･早期に加盟国間での制度統一を要望する。長期的には、現行システムに代えて、著作権者が侵害者から直接補償を徴収するシステムの構築を要望する。	･EU 著作権補償料制度
					(対応) ･欧州委員会は 2012 年 7 月、著作権の共同管理と越境ライセンスに関する指令案を発表した。著作権管理団体に、技術的能力、著作権使用料の支払い迅速化などを義務付ける内容になっている。		
		日機輸 日機輸	(7)	欧州統一特許制度と現行 EPC 制度の相違	･欧州統一特許制度は、2014 年 1 月からの施行が見込まれているが、現行の EPC 制度は即時には廃止されず、所定の移行期間の間併存し、許可予告時にいずれの制度の適用を受けるかを意思表示する期間（適用除外申請期間）が設けられるようである。しかしながら、現行の EPC 制度の許可予告の応答期間（特許権を取得する指定国を決めるなどする期間）は 4 か月であるのに対して、当該適用除外申請期間は 1 ヶ月に過ぎず大変短い。統一特許制度と現行の EPC 制度との選択と、指定国の選択とは、いずれの国で特許の保護を受けるかどうかを決めるという点で密接に関係しており、出願人としては適用除外申請期間を、現行の EPC 制度の許可予告の応答期間 4 カ月に合せて延すよう、改善して欲しい。 **･現行の EPC 制度は所定の移行期間の間、欧州統一特許制度と併存するが、当該期間の経過後廃止され、欧州統一特許制度に一本化される。しかしながら、欧州統一特許制度の料金は未だ定められていない。このような状態では、料金面で現行の EPC 制度よりもメリットがあるのかどうか分からないため、欧州統一特許制度を利用するかどうかを出願人が判断することはできない。**	･統一特許制度の適用除外申請期間を、現行の EPC 制度の許可予告の応答期間に合せていただき、出願人の利便性を高めて頂きたい。 ･欧州統一特許制度の料金を早期に決めていただきたい。 ･現行の EPC 制度よりもコスト面で利用メリットのある料金設定をしていただきたい。例えば、現行の EPC 制度の 3 ヶ国の言語（英語、ドイツ語、フランス語）分程度の料金。	
		日機輸	(8)	プログラムに対する特許の保護対象外	･欧州特許付与に関する条約ではプログラム自体は発明として保護されないため、記録媒体を持たないネット上でのプログラム模倣品から特許権者を保護することが出来ない。	･プログラム自体を特許の保護対象とする。	･欧州特許付与に関する条約第 52 条第 2 項(c)
		日機輸	(9)	更新料(Renewal Fees）の支払い継続	･年次で更新料(Renewal Fees）を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。	･日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにして欲しい。	
19	工業規格、基準安全認証	JEITA 日機輸 日商	(1)	CE マーク取得の過重な負担	･EU 市場やノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドに製品を販売するには、日本の輸出業者は、その製品が特定の製品の法律でカバーされるたびに、CE マーキングを適用する必要がある。 ･欧州の CE マーキング、SOC についても同様過剰さを感じ製品の輸入障壁にしているように思える。	･フランスや EU で日本の製品を販売するためには、高価なテストと認証手続きを行う義務がある。日 EU の FTA 締結によって、証明制度の調和化の可能性がある。 ･規格･規制の緩和。	･CE マーキング ･SOC ･Council Regulation (EU) N 339/93 ･Directive (2004/108/CE) ･French decree n 2006-1278
					(対応) ･日-EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(改善) ・2004 年 12 月 31 日に従来の EMC 指令に取って代わる新 EMC 指令（2004/108/EC)が官報告示され、2007 年 3 月に EMC 指令ガイドも公表されている。		
		建産協	(2)	上水保護に関する厳しい規格	・EU 圏で求められている、水使用機器に対する上水保護構造や材料に関する規格が、EU 圏以外のそれに対し特有でありかつ非常に厳しい。そのため、温水洗浄便座などの水使用機器の水路構成や材料について、欧州向け製品だけ特別に異なる仕様にしなければならない。	・EU 圏以外の規格と同レベルのものに統一されると、業界全体レベルでの多大な開発効率向上に繋がる。	・EN1717
		JEITA 日機輸	(3)	電池の取り外しに関する FAQ の突然の削除	・EU 電池指令において求められている電池の取外し容易性の実現について、これまで欧州委員会が公表している Q&A の内容において、消費者または専門業者（リサイクラー等）に対して取外し容易性が確保されていれば良いと解釈されてきた記載が、2012 年 11 月に何の予告もなく突然この Q&A の中から削除された。2013 年 10 月 10 日に改正電池指令が欧州議会で採択されたことにより実質的に内応が定まったと思われるが、第 11 条（電池の取り外し）に、消費者または専門業者（リサイクラー等）に対して取外し容易性が確保されていれば良いとの主旨の文言が追加された。しかしながらこの条項に対する Q&A として、事実上消費者に対する取り外し容易性の確保が必須とされる内容がドラフトされており、これは改正内容を逸脱するものと考えている。この Q&A が公表され、実質的に専門業者による取外しが認められなくなると、特に一部の小型電気電子機器の設計変更が必要となるためメーカーへ大きな負担を強いることに加え、機器の大型化（厚型化）、重量増によるユーザー利便性の悪化、そして、プラスチック等の使用資源量の増加に伴う最終的な廃棄量の増加という環境への悪影響を引き越すことになると考えられる。	・公式 Q&A の改定は関係者との議論の上で行うべきである。 ・専門業者による電池の取外しを認め、改正内容を実質的に無効化するような Q&A の策定に反対する。	・改正 EU 電池指令(2006/66/EC)に対する、欧州環境総局による Q&A
					(対応) ・2013 年 10 月 10 日、改正電池指令が欧州議会で採択されたが、第 11 条（電池の取り外し）に、消費者または専門業者（リサイクラー等）に対して取外し容易性が確保されていれば良いとの主旨の文言が追加された。 しかし、この条項に対する Q&A として、事実上消費者に対する取り外し容易性の確保が必須とされる内容がドラフトされている。		
		日商	(4)	CE マークの添付義務	・ほぼすべての製品で CE マーク貼付義務あり。 消防ポンプのような汎用品を日本で製造する場合は、当然 JIS で製造する。しかし、それを欧州で販売しようとすると、まず CE 自己宣言ができるよう、専門のコンサルに依頼し、欧州指令に沿った設計であるかどうかの確認や、機種によっては各種検査基準をクリアしているかどうかの確認が必要となる。	・市場への投入を期してはいるが、まだ欧州でどれだけ販売できるかわからないものに対しても、1台でも販売するとなれば CE マークが必要となる。小さな企業だと、CE へのアプライだけで相当なリスクとコストがかかっており、是正されればコスト･時間の節約効果は大きい。	・The council decision of 22 July 1993
		日商	(5)	工業規格の互換性の制度不備	・欧州規格（PED、SIL）と日本の regulation の互換がない。PED(Pressure Equipment Directive)に関して、実質的には JIS が認められるケースはまれである。	・各規格の互換性が認められるものについては規則を定め、不当な扱いを禁じる規則を制定いただければ、規格間コンバート作業のコスト･時間の節約につながり、また商機も広がる。	・SIL：IEC 61508 ・PED： http://ec.Europa.EU/enterprise/sectors/pressure-and-gas/documents/ped/

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
20	独占	自動部品	(1)	事前相談制度の廃止	・従来あった個別適用除外の事前相談制度である「ネガティブ・クリアランス制度」が廃止となったため、たとえば特許のライセンスプールなどの形成について、事前に当局の承認を得る機会が奪われた。	・事前相談制度の復活、あるいはこれに相当する新制度の実施。	・1962 年 EC 理事会規則 17 号(2)項
22	環境問題・廃棄物処理問題	日商	(1)	REACH 規則の煩雑な手続	・化学品物質の EU 内での販売に際しては REACH 規制があるが手続きが煩雑なため、日本からの輸出に対して参入障壁となっている。	・手続きの簡素化。	
		特殊鋼	(2)	REACH 規制の頻繁な改正	・REACH 規制の改正が年 2～3 回と頻繁に行われるため、客先とのチタンの仕様書類なども頻繁に見直さなければならないため、当社と客先双方の対応業務が増えている。	・REACH 規制の改正を年 1 回以内にしてほしい。	
		日機輸	(3)	RoHS 指令の実務対応上の困難	・RoHS 指令への実務対応の困難。	・日本のものも含めて業界団体と共同で、改定 RoHS 指令（RoHS 指令 II）及び準備する必要がある FAQ（よくある質問）のコンプライアンス・ガイダンスの早期発行を望む。	・RoHS 指令(電気電子機器に関する特定有害物規制指令)
		日機輸	(4)	WEEE 指令の見直しに伴う事務負担	・廃電気電子指令（WEEE 指令）の見直しが議論されているが、今後、国内法が導入された場合、各国で法令が異なると、産業界にとって国毎に異なる手続き、対応は容易ではない。	・共通の仕組みづくりの構築をすすめるべきである。	・WEEE 指令
		日機輸	(5)	日本と EU との間の省エネ規制とラベリング制度の差異	・ICT 製品をはじめとする国際的に流通する製品の省エネルギー規制、ラベリング制度の差異はビジネスにとっての負担が大きい。追加コストにより製品価格上昇、消費者負担増にも繋がる。	・製品の省エネルギー化を目的としている点は共通なので、少なくとも製品の試験方法、使用方法の考え方は統一すべきである。	・国際エネルギースタープログラム IEC/TC108 IEC/TC100 IEC/TC113 など
		日機輸	(6)	IT 製品に係る省資源化の困難	・プリンタ製品は小型化し、省エネ化も進んでいるが、その使用説明書については、一部欧州諸国にて印刷物（かつ自国語）での提供要求がある。このため、印刷用紙の使用削減に繋がらず、結果として省資源に貢献できない。	・少なくとも IT 製品については、積極的な電子情報での提供を各国政府は推進して頂きたい。	・欧州消費者保護法 ・欧州省エネ法
		JEITA 日機輸	(7)	REACH 規則・CLP 規則・RoHS 指令等の化学品規制	・届出では、対象物質公表より 6 ヶ月間のデータで対応することを要求しているが、EU 域内はもちろん域外では根本的に対応困難である。また、日本では自己のサプライヤーへの過剰な要求を排除する下請法も存在し情報収集は一層困難である。域外から輸入してくる企業の実態も考慮した執行を要望する。	・域外から輸入してくる企業の実態も考慮した執行を要望する。 ・サプライヤーへの含有物質調査の負担を軽減するために、対象物質の公表から、ECHA への届出期日の延期や、情報伝達の責務（33 条）の発生期日の延期を検討いただきたい。 ・ Candidate list 収録へ提案される物質として、過去にその要件に該当する分類が CLP 規則においてなされていない物質を分類の変更とほぼ同時に採用するケースが見受けられる。化学物質の含有情報はまず化学物質や混合物について SDS を介してサプライチェーンで伝達されるようになって、流通が始まることに留意すべきである。すなわち、CLP 規則による分類が、Candidate list 収録にふさわしいとの	・WEEE、RoHS、REACH 等の環境法規制

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
						分類がなされ、SDS 等による情報流通が運用されることが期待される時期（約 2 年）以降に Candidate list への収録を提案すべきである。	
		日機輸 日商			**・REACH 規制については解釈に不透明な点も多く、また複雑な規制となっており、規制の遵守についてのコスト、労力の負担が大きい（特に商社のような事業形態にとって）。また、新規化合物の欧州市場への販売については REACH 規制があるが故に域外メーカーが開発を断念することもあり、欧州ユーザーにとってもデメリットがある。CLP 規制については GHS(Global Harmonization System：http://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html)に準拠した規制にも関わらず EU 独自の分類基準を導入しており、非常に混乱の多い制度。実際には運用面で各種の問題を抱えており、規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。規制の変更、修正も多く、都度規制内容を確認し遵守していくためにかなりの労力がかかっている。**	・REACH 規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。	
		日機輸 日商			・CLP 規制については GHS(Global Harmonization System：http://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html)に準拠した規制にも関わらず EU 独自の分類基準を導入しており、非常に混乱の多い制度。実際には運用面で各種の問題を抱えており、規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。 規制の変更、修正も多く、都度規制内容を確認し遵守していくためにかなりの労力がかかっている。	・規制の内容を GHS 対応に統一して欲しい。	
		JEITA 日機輸			・RoHS の適用除外の見直しについては、日本の産業界も可能な限りの協力をしてきたが、製品を構成する多数の部品について適用除外が関与し、経年的に除外項目が変化・廃止される設定であるため、RoHS2 で導入される CE マーキングに対処する上で必要となるエビデンス作成の負荷が過大である。代替技術開発の誘導という目的は高邁であると評価するものの、一方で従来産業界から要求がなかった除外項目を次々と採用する動きと矛盾しており一貫性がない。 ・RoHS における物質追加という新たな動きには理解し難く感じている。そもそも REACH でリスクに基づいて化学品の規制を行うという動きがあるにもかかわらず、電機電子製品だけに限定して科学的なアセスメント結果を反映していない物質(例：フタレートやテトラブロモビスフェノールA等)を追加するという考えは歪んでいると考える。これに関しては現在実施されている REACH の SCOPE のレビューで整理されることを期待する。一方、EU 自身が言及しているように RoHS は他地域に対してお手本のようになっている。この法規で科学的根拠なく物質を制限することはグローバルな環境負荷をミスリードする可能性があることを認識いただきたい。	・産業団体との連携により、改正 RoHS 指令（RoHS II）のコンプライアンス・ガイダンスと FAQ の早期公表を要望。 ・適用除外には適度な有効期限を確保するとともに、除外項目の適用範囲の不明瞭な部分は別途 FAQ などで補足するなどの手法により、実効性が保たれるよう配慮いただきたい。	
		日機輸			・各国で法令の解釈・運用が異なると、産業界にとって国毎に異なる手続き、対応は容易ではない。例えば REACH で規制されていないフタル酸につきデンマークが独自規制を法制化するなどの動きがある。	・客観性のある科学的な知見に基づき、共通の仕組みづくりの構築をすすめるべきである。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			**･RoHS 指令と REACH 規則で含有/非含有の判断基準が異なるがため、異なる管理が必要となっている。RoHS で適用除外に位置付けられている物質･用途が REACH で情報伝達の対象になるケースがあり、サプライチェーンを通じた含有情報管理が別に発生するため、これら重複規定が産業界に混乱を及ぼしている。**	･既存法規制が適用されている場合（RoHS 適用除外）には、他の法規制が異なる内容で重複適用されない様にしていただきたい。	
		JEITA 日機輸	(8)	EU 各国独自のリサイクルマーク	･資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。	･各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
		日機輸	(9)	ナノマテリアル規制	･「ナノマテリアル」の定義、有害性についてのステークホルダー間での十分な議論がないままに規制が導入されかねない虞があることに懸念を有する。	･万一規制が行われる場合には、客観的な科学的知見に基づき規制が正当化されることを確証のうえ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	･The European Commission Recommendation on the definition of nanomaterial (2011/696/EU)
		日商	(10)	CO2 基準の罰則	･2012 年より CO2 規制が開始されたが、基準値が CO2 の絶対値でなく、CO2 と重量との相対値によって設定されている。	･域内のメーカーに有利な設定であるため、公平な競争環境と CO2 低減のために、絶対量ベースで CO2 排出量による規制への変更を要望する。	
		JEITA 日機輸	(11)	EU 域内での環境規制の不統一	･EU 加盟国での執行実施が統一されるべきである。規則(regulation)やニース条約 95 条あるいは Lisbon 条約 11495 条根拠の法規は各国でも同一の規制であるはずである。しかし、REACH の Article 議論や、今般のデンマークによるフタレート規制にもあるように各国が必ずしも一致しない場合がある。このような不明瞭な法執行は欧州の企業にとっても負担であるが、より厳しい解釈で対応しようとする傾向のある日本企業にとっては一層過剰な負担である。	･法規の SCOPE をより明確にしていただきたい。RoHS、ErP などについて Q&A を作成し加盟国、産業界で共有･アップデートしてはどうか。	･Regulations by Member States or EU on product safety, EMI radiation, consumer protection, recycle, and ergonomics ･The local fire defense ordinances
		JEITA 日機輸	(12)	カーボンフットプリント制度	･カーボンフットプリント制度の適正な運用のため、合理的な測定方法を確立する必要がある。	･測定方法の国際的な制度調和を要望。	
		日機輸	(13)	生産装置等の保守部品への RoHS 指令等の適用	･ErP 指令、改正 RoHS 指令において、要求内容の解釈が難しく、生産装置等として対象外であるにもかかわらず、保守部品として構成部品（商業用コンピュータ、モニタなど）を出荷する際には、個々に規制への適合が必要になる場合がある。	･生産装置等で規制対象外となっている製品の構成部品を保守部品として出荷する場合についても、規制適用外としてほしい。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報保護指令	･EU の個人情報保護指令 Directive95/46/EC は、加盟国に対し EU 域外の国へ個人情報を転送する際、特定の例外を除き、指令と同じレベルの充分な保護がなされている場合のみ認めるよう求めているが、現在の日本の制度は充分な保護レベルにあるとみなされていない為、日本、EU の双方で事業を行うグローバル企業には 2 つの個人情報保護制度を遵守するか、EU から日本への個人データの転送を行わないか、どちらかの選択肢しかない。	･先ずは日本の個人情報保護法が EU と同レベルの十分な保護を提供しているか否かの確認作業を、日･EU 両政府間で共同して迅速に進めて欲しい。（究極的には世界各国の個人情報保護制度の整合が理想）	･Directive 95/46/EC

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(参考) ・データ保護指令の 25 条では、国内法や国際約束等により十分な保護の水準を確保できている域外国を決定する権限を欧州委員会に与えているが、日本は指定されていない。 ・第三国及び第三国のデータ処理業者への個人データ移転に対する標準契約条項に関する委員会規則が 2002 年 4 月に発効している。 **(対応)** ・日-EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。		
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(2)	個人情報保護指令の厳格な運用	・現在の個人情報保護指令では、EU/EEA 域外に個人情報を持ち出す場合には、データ処理に関する契約書に署名する必要があるなど、企業にとって負担が大きい。 ・欧州では、EU 指令 95/46/EC の第 25 条により、個人情報の第三国への移転は、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限り、行うことができると規定されており、現在、日本は十分なレベルの保護措置を確保している国と認められていない。しかし、日本の企業は個人情報保護法や JISQ15001 などに基づく厳しい管理を徹底している。また、グローバルに拠点を持つ企業は、海外会社から従業員の個人情報を取得、活用することが必要不可欠であり、EU 指令の順守のためには、欧州のグループ会社と欧州以外のグループ会社間で欧州個人情報移転契約の締結が必要となっている。 当社のようなグローバルに多くのグループ会社がある企業にとっては、この契約の締結に、煩雑な手続きが必要で、日本側、欧州側両方で非常に多くの作業が発生している状況である。	・個人情報保護に関する指令の簡素化。 ・現在、改正が検討されているデータ保護規則案においては、域内のルールの統一化や主要拠点の国の監督機関への一本化などが検討されているようであるが、行政手続きの更なる透明化や簡素化が図られることを要請したい。	・Directive 95/46/EC
		日機輸 日商 JEITA 日機輸	(3)	個人情報保護規則案の厳格化の懸念	・本規則案は、EU 域内で事業活動を行う EU 域内外の日本企業にとって、その対応のための実務的な負担やコストが相当かかり、また、事業上の支障となるなど、多大な影響が生じることが懸念される。 ・2012 年欧州委員会から発表された EU データ保護規則案について、インターネットを使ったサービス提供において、ビジネスを阻害しかねない規則が見受けられる。具体的には、①高すぎる課徴金（max 全世界売上の 2%）とその使途（ハッカーによる被害の場合はサイバーセキュリティ対策などに充てるべき）②データ漏洩時の 24 時間通報義務（実際にデータが漏洩したか、どうかを 24 時間で特定することは、技術的に困難）③個人情報の定義の曖昧さ（個人を特定できないような匿名情報まで対象にする必要はないのではないか。ビッグデータ時代のビジネスに支障をきたすおそれ）④第三国へのデータ移転手続き（BCR：Binding Corporate Rule）の更なる簡素化・迅速化、といった点を懸念している。	・本規則案が、企業実務に与える影響にも十分配慮して、その内容や適用の対象を明確かつ合理的に必要な範囲に限定するなどして、適切なものとなることを希望する。 ・個人データ保護の重要性は言うまでもないが、過度の法規制によりユーザーの利便性や企業活動におけるイノベーションを阻害すること、グローバルに活動する企業の経営に過剰な制約を与えることがないよう特に配慮を求めたい。	・EU データ保護規則案
		日商	(4)	法制度運用の不透明	・EUDIRECTIVE では売掛金回収日時（売掛金発生より 60 日以内の義務化）制約がかけられており、特にフランスでは実施されているといわれているが、EU 域内フランス以外の国の顧客に対する売掛金に当該フランス法が適用されるのかどうか明確でない。	・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸 日商	(1)	クロスボーダー合併手続の煩雑	・企業グループ内の組織再編のための欧州のクロスボーダーの合併手続き（欧州海外ドイツ法人の英国支店化の実施）が煩雑で時間がかかった。	・手続きの簡素化を希望する。	・EU のクロスボーダー合併規則

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
25	政府調達	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(1)	グリーン公共調達制度の厳格	･EU の調和規制を超える各加盟国のグリーン公共調達(GPP：Green Public Procurement)要件がある。 ･国ごとのグリーン公共調達制度の要請が EU の調和された法を超えている。	･グリーン公共調達制度に関する新基準を制定するべきである。 ･グリーン公共調達制度に関する新基準を制定するべきである。	
		日機輸	(2)	情報不足	･「政府調達規則の強化」に関する情報が不足している。	･最新情報の確認と提供をいただきたい。	
26	その他	日機輸	(1)	インフラの未整備	･高速道路の整備は進んでいるが、一般道については地方だけでなく、都市部でも片道一車線が多く、また補修が充分ではなく渋滞だけでなく、安全面でも不安である。	･一般道路の整備。	